## パブリックコメントの結果について

- 1 意見募集期間 令和2年12月21日(月)~令和3年1月20日(水)
- 2 意見提出者 1件(1団体)
- 3 意 見 件 数 2件
- 4 意見等の概要と市の考え方(対応)

No.	意見概要	市の考え方(対応)
1	第4章 第2節 2 地域包括ケアシステムの推進のための 重点取組(2)認知症施策の推進 ④-2 若年性認知症の人への支援 重点取組から漏れないよう、脳卒中の後遺 症で高次脳機能障害となった方への支援 について触れてください。	高次脳機能障害をもった若年性認知 症の方を含めての「若年性認知症」と 記載をしております。計画(案)のと おりとさせて頂きます。
2	第6章 第3節 4 任意事業(2)家族介護支援事業〔認知症高齢者徘徊検索サービス事業〕 徘徊してしまう若年性認知症や高次脳機能障害の方などもサービスの対象としてください。	脳血管疾患による第2号被保険者の 方は、このサービスの対象となってお ります。計画(案)のとおりとさせて 頂きます。